

群会議の話題

No409号(2023年9月10日) 東京土建新宿支部

無料法律相談会

申込みは組合までTEL03(3362)2161

9月21日(木) / 10月19日(木)

時間は13:30~16:00(一コマ30分)

仲間を増やす「秋の拡大月間」スタート 組合加入対象者の方をご紹介します

組合の仲間を増やす大運動、秋の拡大月間がいよいよ始まりました。9~10月に70人の仲間を増やすことを目標に取り組んでいます。コロナ関連の相談対応、10月27日(金)「ハラスメント特にカスタマーハラスメント」セミナーなど新宿支部の様々な取り組みを知ってもらい、より多くの声掛けで活動を盛り上げていきましょう。また、分会・群の仲間のつながりを深める組織強化月間としましょう。

10月~制度実施後も事業者登録は慎重に 「ストップ・インボイス」の世論を大に!

インボイス制度は、法的強制力はなく、あくまで任意です。ですが、消費税の免税業者にも、課税業者にも、重大な選択を迫られます。さらに、消費税負担を売り手、買い手、消費者の誰かに押し付け合う増税策です。

一方的な値引き通告は、優越的地位の乱用=独占禁止法に抵触する恐れがあります。財務省・国税庁は、公正取引委員会の「考え方」を示して「独占禁止法上問題となるおそれがある。よく話し合っほしい」と回答しています。さらに、取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが請求段階で判明し、消費税相当額または全部を支払わないのは、下請法違反となります。

また、取引先に登録を強要しないと公表しているゼネコンや、経費増額分を負担すると公表しているハウスメーカーなどの動きも有ります。

「一方的な要請は優越的地位の乱用では」との話も含めて丁寧な相談が必要です。

日給手間請けなど実態労働者性が高い場合は、働き方改革と併せて雇用化の相談も必要になってきます。

免税業者でありながら事業者登録をした方の取り消し手続きは、「取り下げ書」を提出(9/30国税局インボイス登録センター・税務署必着)することで可能です。いずれの状況の方も、ご不明な点は、いつでも組合へご連絡・ご相談ください。

【厚生年金算定基礎届受付】

事務委託の無い事業所は、算定基礎届(提出後收受印あり)または、後日届く決定通知書を、支部へFAX(03-3362-2289)をお送り下さい。

土建国保と仲間の健康を守る運動の強化

①東京都宛予算要求はがきにご協力下さい。

1人はがき4枚1シートを目標にとりくみます。

8月~9月で東京都あて、10月~11月で財務省あてに取り組めます。東京都宛はがきの締め切りは9月20日(水)までに、新宿支部必着でお願いします。

②健康診査を受けましょう。※東京土建国保HP年度内1回ご家族もみなさん漏れなくご受診を

10月~工事の事前調査が建築物石綿含有調査者資格者に限定されます

9月までは事前調査や報告の義務(アスベストの有無に関わらず80㎡以上の解体や100万円以上の改修工事)調査は誰でもOK⇒10月からは国の認可を受けた講習機関で「一般建築物石綿含有調査者」資格者しか調査できなくなります。幅広い職種で必要となるので、組合の定期的開催中の講習会をぜひご活用ください。

10/20(金)18時石綿含有建材調査者学習交流集会

東京土建国保+厚生年金は社会保険扱いとして厚労省・国交省ともに公認です

常用外注状態の組合員がその会社に社員化されて社会保険適用となる場合も、今まで加入してきた東京土建国保を脱退せずに、土建国保+厚生年金のセットで社会保険扱いとして適用することができます。法人企業では多くの組合員がこの形で適用し、ゼネコン現場でも認知が広がっています。お気軽に、事前に、組合へご相談ください。

組合事務所閉所について

下記日程で、事務所を閉めさせていただきます。

・10月2日(月)午後 書記局会議

※ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力下さいます様何卒よろしくお願いたします。